

最近の協同組合法立法の 世界的動向とわが国への示唆

客員研究員 明田 作

〔要 旨〕

1980年代からの経済のグローバリズムの進展は、協同組合法の分野にも大きな影響を与え、先進諸国、開発途上国それに旧社会主義諸国それぞれの社会的・経済的・文化的背景の違いに応じ、事情は少しずつ異なるが協同組合法制の見直しが進められることとなった。

協同組合法に関する立法は、協同組合法のアイデンティティの確保と市場経済における効率性の確保との矛盾する要素を抱えながら進められてきているが、協同組合の優位性を失った協同組合の発展はありえないことからすると、協同組合立法は世界的に一つの大きな岐路に立っているともいえる。

協同組合の発展に支援的な環境整備を求めている2001年の国連の決議とILO・193号勧告は、21世紀に入ってから協同組合法制にある意味でルネッサンス的な見直しの土壌を提供しているが、わが国の協同組合法制についても、これまでの協同組合をして政策遂行手段視する発想から早く脱却して、国連等の求める協同組合の発展に支援的な環境づくりに向け、協同組合の自立・自治を促すためにはどうすべきかという視点で見直すときであろう。

目 次

はじめに

1 協同組合法の歴史的概観

(1) 先進工業国

(2) 市場経済への移行国

(3) 発展途上国

2 協同組合法はどこに向かっているのか

(1) 会社法への接近

(2) 協同組合法制の調和化を図る動き

(3) 社会・経済の持続可能性と協同組合法

(4) 既存の協同組合法の整理・再編の動き

3 わが国の協同組合法制への示唆

おわりに

はじめに

協同組合固有の法律がなくても（例えば、デンマークなど）協同組合運動が成功している国もあるが、世界のほとんどの国は立法形態の違いはあるものの協同組合法が存在している。協同組合法は協同組合の発展にとって十分条件ではないにしても協同組合が活用できる法規範がない場合には、協同組合は健全に発展することはおそらく不可能であろう。

協同組合を支えるものは、もちろん協同組合法だけではないが、国連やILO（国際労働機関）等の国際機関も協同組合の発展に支援的で実現可能な環境を構築するために適切な協同組合法の整備を求めている。

協同組合法は、他の分野の法律と同様、固定的なものではなく、それぞれの国の社会的・経済的・文化的さらには政治的な事情を反映して変化をしてきている。とりわけ1990年代以降は、95年のICA（国際協同組合同盟）の「協同組合のアイデンティティに関する声明」とそれを公的な形でオーソライズした2001年の協同組合の発展に支援的な環境づくりを目指した国連のガイドライン（国連ガイドライン, Resolution 56/11430）および02年のILOの協同組合の振興に関する勧告（ILO・193号勧告）に触発された協同組合法の変革が世界的に進んできている。

ILOによると02年以降、第193号勧告は70か国を超える国々の協同組合政策に刺激を与え協同組合法の変革をもたらしていると

^(注1) いう。その多くは発展途上国であるが、国際協同組合年であった12年の1月には、韓国で協同組合基本法（法律第11211号）が制定され、同月、イギリスでもキャメロン首相が1965年の産業節約組合法以降の立法措置により断片化した協同組合を規制する法令を1つの協同組合法に統合する計画を発表、これに基づき、14年7月には統合法として新たな協同組合法（Co-operative and Community Benefit Societies Act 2014, 8月1日に発効）が制定されるなど、協同組合法制の制定・改革が進んできている。また、地域によっては協同組合法の調和化や統一法の制定の動きも広がっている。

そこで、世界中の協同組合の立法動向を逐一追跡し分析することは、時間の不足と圧倒的な情報不足もあって不可能であるが、協同組合法の歴史を概観し、近年の協同組合立法動向を振り返り、その中から特徴的な傾向を抽出し、ひるがえってわが国における協同組合法立法をめぐる事情について考えてみよう。

(注1) 12年7月の国連経済社会理事会の閣僚級朝食会でのホセ・マヌエル・サラザール事務局長のスピーチ。

1 協同組合法の歴史的概観

近代的な協同組合概念は、それぞれの政治的・社会的さらには法的な環境の違いに応じて一様ではないものの、19世紀半ばの産業革命期におけるイギリス、それにフランスおよびドイツにおいて、ほぼ同時並行的に発展してくる。

協同組合法は、既存の会社法等では協同組合の性格にうまく適合しないために求められたもので、先進諸国においては立法に先立って協同組合の設立が進み、それらに協同組合としての法的根拠を与えるものであった。世界の最初の協同組合法とよばれているのは、1852年のイギリスの産業節約組合法（Industrial Provident Societies Act of 1852）だといわれているが、世界的に大きな影響を与えたという点では、体系的で包括的な協同組合法であった1889年のドイツの協同組合法であったといってもよいであろう。

なお、1852年のイギリスの法律は、その後改正を経て1862年法に統合、さらに1893年法への統合を経て1965年には新たに統合された法律（Industrial Provident Societies Act of 1965）となり、これはアジア、アフリカ、そしてカナダの一部の旧英国領・植民地^(注2)の協同組合法に影響を与えた。

ところで、ドイツにおいては、1867年にシュルツ・デーリッチの案をベースにしたプロイセン協同組合法が制定され、1873年および75年には同様な協同組合立法がオーストリア＝ハンガリー帝国でなされた。1867年のプロイセン協同組合法は、ほぼそのままの形で北ドイツ連邦、さらにドイツ帝国において施行され、それを基礎に1889年の現行ドイツ協同組合法（Gesetz betreffend die Erwerb-und Wirtschaftsgenossenschaften）が制定されている。この協同組合法は、体系的な協同組合法であり、中央ヨーロッパはもとより世界の協同組合立法に与えた影響

は大きなものがあった。スカンジナビアン諸国でもそうであったようにフランスやイタリア^(注3)では独自の法体系を発展させた。

このように協同組合法は、19世紀後半に誕生したが、20世紀に入ると社会主義革命を経て、協同組合については資本主義（自由経済、工業先進国）と社会主義（計画経済）との間でのイデオロギー対立も反映して、協同組合法も違った形で解釈・運用されることとなった。

一方、旧植民地においては先進国から約半世紀遅れる形で協同組合が誕生し、母国の法律を手直しし、あるいは直接に適用する形で立法が行われ、社会主義国の計画経済の場合と同様、経済発展のための手段として協同組合が利用された。また、旧植民地以外の国々でも主としてヨーロッパからの移民により、または日本のようにヨーロッパを多くの点で模倣し、協同組合法を伴った形で近代的な協同組合が誕生・発展することとなった。

20世紀も終わりに近づく80年代以降、グローバリズムの進展と福祉政策の衰退のなかでの規制緩和を中心とする新自由主義的経済運営のもと、市場における企業間の厳しい競争のなかで他の企業とイコール・フットイングの観点から株式会社に接近する動きが強まる。これは内からの競争力を高めるという側面と、外から共通の規制手法やルールを適用するという市場側からの要請との両面からもたらされている。

発展途上国においては、80年代から経済民主化とIMF（国際通貨基金）、世界銀行の

構造調整プログラムに基づく構造調整問題に直面するなかで、協同組合法の改革が進められることとなった。また、90年代は旧社会主義諸国では新たな市場経済への対応のための制度設計が求められ、新たな協同組合法の立法や改革が進められた。さらには、福祉国家の衰退と新自由主義的経済運営によって顕在化した失業や貧困の拡大、社会的排除といった課題への対応において協同組合が見直され、そのための新たな協同組合法の立法も進んできている。

以下では、国連やILO・193号勧告の審議の過程でILOの総会に提出された報告書^(注4)を基礎にしながら、主として大きな動きのあった90年代の協同組合法改革の特徴をみておこう。

(注2) 世界の最初の協同組合法は、1852年のイギリスの産業節約組合法だといわれているが、ほぼ同時期に1867年のプロイセン協同組合法に先立ち、1865年にはカナダのアッパー・カナダ州（現在のオンタリオ州の一部）で、その数か月後にアメリカのミシガン州で、翌66年のマサチューセッツ州で協同組合法が制定されている。なお、1859年にはカリフォルニアで非出資の協同組合法が制定され、非出資の協同組合を認めた点で歴史上は一つのターニングポイントとなったものとされる。Volko（1981）等を参照。

(注3) Volko（1981）p.2

(注4) International Labour Conference（89th Session 2001）、Report V（1）：*Promotion of cooperatives* / 54th session of the General Assembly（1998）：*Status and role of cooperatives in the light of new economic and social trends*.

（1）先進工業国

先進工業国においては、協同組合が激しい競争環境のなかで経済的に成功するために苦闘しており、協同組合原則や民主的管

理を維持しつつ激しい競争環境に対処できるよう株式会社法に接近する傾向がみられる。この動きは、古くは1973年のドイツの協同組合法改革に遡ることができるとされるが^(注5)、90年代には、例えばフランス〔1992〕、イタリア〔1992〕、ドイツ〔1994〕、オーストラリア〔NSW, 1997〕、カナダ〔1998〕、アイスランド〔1997〕などのように、多くの国の協同組合法において新たな資本調達形態を許容するための改正が行われている。

これらの改正は、市場からの資本調達を許容しつつ、外部の資本家が協同組合の支配権を有することがないように議決権の上限を設けるといったものである。また、スウェーデン〔1987〕、ドイツ〔1994〕、カナダ〔1998〕などでは、協同組合から株式会社等、他の企業形態への転換のための法律が設けられている。

これらに対して、世界的に認められた協同組合の原則に則って、協同組合に好意的な新たな法的な枠組みを整備する動きもみられる。例えば、ポルトガルでは、97年に新たな協同組合法典が制定されており、スペインでも90年以降、協同組合の自立・自治を促すため協同組合に関する多くの法律が整備されてきた。

また、フィンランドは、01年に国際協同組合原則に立脚した新たな協同組合法が制定され^(注6)、固有の協同組合法がなかったノルウェーでは、07年には協同組合原則に立脚した新たな協同組合法が制定されるなどの動きがみられるほか、協同組合を律する固有の協同組合法はないといわれていたアイ

ルランドでも、14年になり、協同組合に対する制約を少なくすることで協同組合を設立しやすくするための立法が行われている^(注7)。

(注5) Dante Cracogra, et. al.eds. (2013) p.808

(注6) 14年に会社法との調和を図るための抜本改正が行われている。

(注7) Friendly Societies and Industrial and Provident Societies (Miscellaneous Provisions) Act 2014

(2) 市場経済への移行国

中東欧や旧社会主義諸国においては、中央指令に基づく計画経済から市場経済への移行のなかで、協同組合法を含め制度的枠組みの全体的な見直しが迫られることとなり、88～92年にかけて旧社会主義国のほとんどのところで協同組合法や協同組合に関する法律が整備されることとなった。

なお、CIS諸国における立法は、そのほとんどが第一義的には民法典に法人形態として協同組合に関する規定を置き、異なるタイプ別に個別の協同組合法を有する例が多いが、モルドバ〔1992〕、アゼルバイジャン〔1996〕、キルギスタン〔1991, 1999, 2005〕は、包括的な協同組合一般法を有している。97年には、CIS諸国の議員議会（IPS-CIS）によりモデルの協同組合法が制定されているが、拘束力はなく広く普及するものとはなっていない。

いずれにしても旧社会主義における新たな協同組合法立法に際しては、移行期間という短期間で法整備が求められたことから、西欧諸国の強い影響のもと、自国の事情や法体系にうまく合致していないという問題を抱え、その後試行錯誤が続くことになる

が、おおむね世界的に認められた協同組合原則に立脚し、協同組合の自立性も規定するものとなったといえる。

ただし、かつて計画経済の担い手として協同組合が位置づけられたという社会主義の負の遺産の影響が強く、協同組合に対する不信感が残り、またとりわけ農業協同組合についての性格づけについての混乱も残っているように見える^(注8)。

(注8) Zvi Lerman & David Sedik (2014)

(3) 発展途上国

アフリカ、アジアおよびラテン・アメリカの多くの国では、80年代半ばからの経済の自由化、グローバリゼーションおよび構造調整の問題に直面してきた。これに加えて、多くの場合、国内民主化政策の進展に伴って協同組合運動も大きな影響を受けた。すなわち、これらの国々では、協同組合は開発のための政府の一部や手段として位置づけられていたうえ、政権与党の手足として扱われていたことから、協同組合法は抜本的な見直しが行われることとなった。

アフリカ地域では、15を越すサハラ砂漠以南の国々で、90年以降、新たな協同組合法が制定され、その他の国々でも既存の協同組合法を実質的に変更するか新たな立法が行われることとなった。

アジア地域でも同様な事情にあり、インドでも初めて協同組合の自立・自治の概念を全面的に受け入れたとされる95年のアンドレ・プラディシュ州の協同組合法に多くを依拠しながら多くの州で新たな協同組合

法が制定されている。さらに、フィジー〔1998〕、インドネシア〔1992〕、ヨルダン〔1997〕、マレーシア〔1992〕、モンゴル〔1993〕、ネパール〔1992〕、フィリピン〔1990〕^(注9)、タイ〔1999〕、ベトナム〔1996〕など、90年代に相次いで新たな協同組合法が制定されている。

ラテン・アメリカ諸国の多くは、2つの世界大戦の間に協同組合に関する法律が制定されているが、1971年から88年の間に、11の国が新たな協同組合法を採択している。コーノ・スール地域の国々、すなわちアルゼンチン、ブラジル、チリ、ウルグアイはヨーロッパからの移民によって自治性に富む協同組合法が形成されたが、その他の国々においては開発モデルともいえるべき、国の影響の強い協同組合法が形成された。その後、いくつかの国においては協同組合法改訂の努力が続けられ、メキシコでは94年に新たな協同組合一般に関する法律が制定され、パラグアイでも同じ年に同様の法律が新たに制定されるなど、見直しが進んだ。

概していうと、発展途上国においては、90年代が協同組合法の改革期であったが、それ以降、今日までの協同組合立法の特徴は、世界的に認められた協同組合原則に従って協同組合の自治・自立を促すものとなってきており、それは国の影響力を弱め、かつて存在したような協同組合と政治組織との関係を切断するものとなったといえる。したがってまた、そこでの協同組合立法は、個別の協同組合法ではなく、統合された協同組合一般法の形式をとるものが多くなっ

ている。

(注9) 現在、08年の協同組合法典に置き換わっている。

2 協同組合法はどこに向かっているのか

ILO・193号勧告の採択は、協同組合の特質と性格を踏まえ世界的に承認された協同組合の価値と原則に立脚した一つの法的枠組みを提供しているが、一方では協同組合法の会社法への接近がみられ、協同組合のアイデンティティの確保と市場経済における効率性の確保との間に存在する矛盾を内包しつつ協同組合法の改正が進められてきている。

以下では、とくに21世紀に入って顕著になった特徴的な傾向をみておこう。

(1) 会社法への接近

協同組合法の会社法への接近は、1973年のドイツ協同組合法の改正を先駆けとして、70年代から先進工業国において進んできている。これには、主として3つの要因がある。

第一には、経済のグローバル化のもとの競争条件を確保する観点から協同組合の制約をできるだけ緩和する必要があるとの要請である。第二には、イコール・フッティングの観点から、種々の企業形態に適用される一定の法律を国のレベルで統一化をはかる狙いによるものである。第三には、グローバル化によるものとの国境を越え

た協同組合法の調和化や統一化、資本主義社会の代表的な企業形態である会社法におけるガバナンスの仕組みや資本構造への右倣えといったことである。

しかし、イコール・フッティングと会社法制への右倣えは、単に協同組合法に固有とはいえない事柄についての会社モデルの採用といったことを超えて、株式会社のために設計されたルールを協同組合の特性を無視し無差別に適用するといったような形で進んできている。それは、会計やバーゼル規制の一律的な適用であり、協同組合とその組合員との関係についての競争法の不適切な適用といったことにみられる。

会社法への接近すべてを否定的にみる必要はないように思われるが、伝統的な協同組合らしさの仕組みを変えることは、協同組合のアイデンティティを維持・強化するという観点から長い目でみると否定的な影響を与えることになりかねない。評価は別として、協同組合法の会社法の接近の例には次のようなものがある。

- ①外部の投資家からの出資の許容と一定の範囲での議決権の付与
- ②投資組合員に対する出資額に応じた配当の許容
- ③員外取引の無制限の許容
- ④非組合員である専門経営者の採用とそれらの理事会、総会に対する自律性の強化
- ⑤一定の範囲での利用高に応じた複数議決権の採用
- ⑥監督機関への非組合員の登用

- ⑦最低出資金制度の採用
- ⑧株式会社等の組織転換の許容
- ⑨他の企業形態の法人との合併・買収の許容
- ⑩権利義務において異なる組合員のカテゴリーを許容
- ⑪内部留保の資本組入と増加した資本に対する持分の割当て
- ⑫出資以外の証券や債権の発行による資本調達 of 許容等

これらのほとんどのものは、EU会社法との整合性やEU加盟国ですでに導入されていた制度を基礎に制定された03年のEU協同組合法（SCE法）に採り入れられているところであるが、世界的に同様な傾向にある。

（2）協同組合法制の調和化を図る動き

協同組合法の統一化や調和化を図る動きは、会社法の場合と同様、経済のグローバル化のもとでの協同組合の国境を越えた活動を円滑にするためと、一方では社会・経済の持続的発展のために新たな光が与えられている協同組合の特性をより発揮できるようにするためという2つの要素が関係している。

これらには、各国にまたがる統一法の形式をとるものや、モデル法やガイドラインとして制定されたものがある。

前者には、03年のEUのSCE法、09年のメルコ・スール諸国の協同組合に関する法律^(注10)、10年のOHADA（アフリカ商法調整機構）の統一協同組合法^(注11)がある。このうち、最後のOHADAの法律は、各加盟国における法律

採択手続を経ることなく16の加盟国を拘束することになる法律であるが、メルコ・スールのそれは、直接加盟国に適用にはならず、各国において修正を施すことなく採択手続を経る必要がある性格のもので、現時点ではウルグアイだけが採択しているに過ぎない。SCE法も同法の施行の妨げになるもの等については必要な措置を講ずる義務があるものの、加盟国のすべてに適用となる。

このSCE法は、ある意味で枠組法でもあるので、加盟各国ごとに異なるSCE法が存在するともいえるが、各国の協同組合と並存することで制度間のショッピングを招くおそれがあるので、事実上、加盟各国の協同組合法の調和化をもたらす効果をもっている。

これらに対し、08年のマルコ法^(注12)は、ICAアメリカ（ICA Americas）が中心となりラテン・アメリカ各国の専門家が集まり各国の議会人とも対話をするなかで制定した、モデル法ないしはガイドラインともいえるべき性格のものである。古くは、77年のCIS諸国のモデル協同組合法、インドのReferential Cooperative Act（97年、10年改訂）などがある。協同組合法は、各州の所管であるアメリカの統一州法委員会全国会議（NCCUSL）^(注13)の統一有限責任協同組合法もモデル法である。

(注10) Estatute de las Cooperativas of the Mercosur countries, Mercosur/PM/SO/ANT.NORMA 01/2009

(注11) Acte Uniforme relatif au Droit des Sociétés Coopératives, 2010（11年施行）

(注12) Ley marco para las cooperativas de

América Latina, 2008

(注13) UNIFORM LIMITED COOPERATIVE ASSOCIATION ACT of 2007

(3) 社会・経済の持続可能性と協同組合法

人類の持続可能な発展という概念は、92年のリオ宣言以後、国際法の分野でも重要な意味をもってきている。組合員が承認する方法を通じて、協同組合はコミュニティの持続的発展のために尽くすというICAの第7原則は、ILO・193号勧告の主要な要素の一つであるが、勧告では、持続可能な人間の発展の貢献する協同組合の潜在能力を認め、その能力を助長することを求めている。それは、自助・自立そして参加と民主主義に基づく真の協同組合としての法的構造が、それ自体において持続的発展に貢献し得るという理解があるからである。

協同組合は、人々に共通・共有する問題を共同の力をもって解決するための組織として誕生し発展してきたが、とりわけ70年代以降、福祉予算の削減や新自由主義経済政策のもとでの社会的排除の問題や経済の低迷による失業の恒常化といった文脈のなかで、行政機関や既存の企業体によっては満たされないニーズへの対応としての新たなタイプの協同組合が誕生し、世界的な発展をみせている。

この新たなタイプの協同組合の大きな特徴の一つは、従来の伝統的な協同組合がユーザー・オーナー（またはワーカー・オーナー）型の組織であったのに対し、組織のなかに利害関係を有する複数のグループを抱

え、異なる複数の利害関係者のグループによって運営・統治されるマルチ・ステークホルダー型の協同組合である点である。これについては別の拙稿を参照願いたい。^(注14)

これらは、従来の所有者＝利用者＝経営者（運営者）といった伝統的な協同組合のモデルからは離れており、伝統的な協同組合を含め他の企業形態の組織と異なる協同組合理論や新たなアイデンティティの確立は今後の課題として残るが、多様性こそが持続的発展を支える鍵であることだけを指摘するにとどめる。

なお、この文脈でいえば、協同組合法の会社法への接近の一方で、協同組合を設立するに必要な発起人等の数を少なくし、簡素な協同組合の設立も可能にする改正も世界的な傾向の一つとして留意して置く必要がある。^(注15)

(注14) 明田作（2003）「マルチ・ステークホルダー型協同組合の発展とわが国への示唆」『農林金融』9月号

(注15) 06年のドイツ協同組合法改正等。

(4) 既存の協同組合法の整理・再編の動き

発展途上国における90年代以降の立法例にもみられるように、既存の協同組合法を1つの協同組合法に統合する動きがある。それらは、世界的に承認された協同組合の定義と原則を明記することを通じ、協同組合を保護するとともに、必然的に協同組合の自立・自治の範囲を広げるものとなっている。

SCE法は、20項目からなる前文を置いて

いるが、そこでは協同組合が何であるかを一般の人が理解できるよう基本的な内容を記述している。

前述のNCCUSLの統一有限責任協同組合法はモデル法で、他の協同組合法を置きかえるものではなく新たなタイプの協同組合に関する法律であるが、例えば、コロンビア特別区では、11年に同法を州法として採用するとともに、企業法制をいわゆるすべての共通する条項と各種法人形態に特有の規定と分ける、いわゆるハブ・アンド・スポーク方式の法典として編纂し直し、利用しやすくするといった動きもある。^(注16)

また、冒頭で述べたように、イギリスでは、14年の夏に、1965年の産業節約組合法以来の立法によって、断片化し分かりにくくなった協同組合に関する法律を統合し、協同組合にとって好意的な法的環境を用意した。

なお、憲法で協同組合を認知し、その育成をうたう国が少なくない。インド政府も09年の協同組合に関する特別委員会の報告書を踏まえ、憲法改正（12年1月13日公布）を通じて協同組合を組織することの基本的権利を認め、州が協同組合の自主性、自律性および民主的管理等を促進すべき旨の定めを置くとともに（憲法第4部の43B）、この規定にそって連邦レベルおよび州レベルでまちまちな協同組合法を調和化するために協同組合に関する基本事項を定めた特別の部を設けた（憲法9B部）。これによって、連邦法および各州の協同組合法の見直しが進められることとなり、インドの協同組

合運動は確たる法的枠組みと強力なサポート体制が整ったといえよう。

(注16) D.C. Business Organizations Code,
Title 29 of the D.C. Code.

3 わが国の協同組合法制への示唆

国連決議 (Resolution 56/11430), ILOの第193号勧告は、各国政府に協同組合の設立を奨励・促進し、協同組合の発展に支援的で実現可能な環境を構築するために適切な措置を講ずることを求めた。協同組合に好意的な法的枠組みの重要な側面は、協同組合のアイデンティティを支え、保護するものであることである。

すなわち、各国の異なる法体系のもと協同組合法の立法形態は多様であるが、求められているのは、それぞれの国の事情に応じて世界的に承認された協同組合原則を取り込み、また協同組合独自のアイデンティティを適切に反映する法制度をつくるということである。

協同組合法は、株式会社法への接近といった傾向はあるものの、最近の協同組合法改革の基本的な流れは、協同組合の独自な意義を認め尊重する方向でのものであるといえる。そして、独自の企業形態としての協同組合を承認する協同組合法は、持続的発展のために必要な企業の多様性に貢献するものとしての現代的意義をも有するものである。

ところで、わが国政府も、2012年の国際

協同組合年には、政府広報オンラインに掲載するという形ではあったが、国際的に認められた協同組合の価値と原則を尊重し、協同組合にさまざまな政策を適用する際には、その価値と原則に則った協同組合の特質に留意すること、また協同組合を地域社会の持続的発展への貢献を重視し、協同組合を地域経済の有力な主体として位置づける、そして今後多くの人々が自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められることから、民間の非営利部門として協同組合の発展に留意するといった基本的考え方にたって、協同組合の発展をできる限り後押ししていくと、世界的な流れに立った考えを表明している。

しかし、現実はどうであろうか。わが国における協同組合法制は、企業法制として会社法や一般社団法人法と並ぶ組織法的な位置づけが与えられていないばかりでなく、明治の産業組合法以来、協同組合をして国の政策遂行手段として位置づける思想から脱却できていない。その意味では、90年代以降の世界的な協同組合法改革の流れからは完全に後れをとっている状況にある。

その最大の原因は、協同組合についての知識・認識の欠如にあり、それゆえに正当な評価がなされていないことにあるように思われる。協同組合自体に価値を認めようとしない限りは、国連等がいう「協同組合発展のための支援的環境の整備」の意味は理解できないばかりか、場合によっては協同組合の発展を害する法的環境を整備することになりかねない。

したがって、重要なことは、まず世界的に協同組合法改革が進められてきていることをその背景を含めて知ることであり、学ぶべきは、

①協同組合としての組織形態を選択しようとしてもできない分野で協同組合の設立を許容するよう協同組合法を整備すること、

②行政による過剰な監督を排除して、協同組合の自助・自立を促すよう制度的環境を整えること、

③少人数で協同組合を設立・運営できるようにすること、

であろう。

なお、他の企業形態とのイコール・フットINGの議論については、触れることはできなかったが、これに関しては形式的なものであってはならず、協同組合の特質と制約を反映したものでなければならないことに留意すべきことを指摘しておきたい。

最後に、これも触れることができなかったが、最近の世界的な傾向として新たな協同組合の立法はもとより改正に当たってもその立案過程に協同組合セクターの代表や利害関係人の参加を認めるのが一般的である。日本においても先の生協法改正においてはかかる方法がとられたが、制度的に保障されたものではなく、わが国におけるパブリック・コメントの手続きも形式的であり参加的なアプローチには程遠いのが現実である。

前述の01年の国連のレポートによると、92年のカメルーンの協同組合法立案、イン

ドのバンジャブ州の新たな協同組合法の立案、96年のカナダの連邦協同組合法の立案に際して、幅広い利害関係者との間で時間をかけて協議を行ったとされ、協同組合に関する国家評議会のような組織を通じて参加的アプローチを制度的に確立している例として、ベルギー、フランス、ハンガリー、ナミビアを挙げている。また、協同組合法自体に参加的な手続が定められているフィリピンのような国もある（08年の協同組合法典の62条、94条、96条、104条等）。

自主性、自律性を促し、協同組合の健全な発展を願うのであれば、時間がかかるが参加的なアプローチを名実ともに制度的に保障することが重要であろう。

おわりに

一定の課題に対する妥当で正しい結論が導きだされるためには、課題設定が正しくなければならない。

協同組合というものは、組合員が協同組合というものを理解し、その活動にフルに参加して初めて便益を享受することができるものであり、その便益は一方的に与えられるものではなく、共同行為に参加することで初めて得られるものであることを忘れてはならない。協同組合を良くするのも悪くするのも、結局は、組合員次第ということであり、協同組合と組合員との関係の本質はこの点にあり、この点を忘れた制度改革は有効に機能しないことに留意すべきである。

協同組合が比較優位性をもち得るのは、何によってなのか。その基本は何といても課題を共有し、参加と民主主義を基礎に、対等な立場で他の組合員との対話を通じて相互の学び合いながら、共有する課題の解決に向け自らが主体的にかかわっていくという認識を共有することにおいてであろう。「協同組合発展のための支援的環境の整備」というものは、あくまでも環境でありサポート対象自体に置き換わるものではなく、協同組合の比較優位性の発揮も法律によって形成されるものではないが、法的な環境という点では、少なくとも株式会社やその他の企業形態にはない協同組合の特質に価値を認めるものでなければならない。

また、それにも増して重要なのは、協同組合の理解が深められるような学習・教育的環境が整備されることであろう。とりわけ、効率性や競争力のみが重視されるような社会においてはなおさらである。

最後になるが、あらためて述べるまでもなく、協同組合は、原則として、利用者自らが所有し、運営・管理する企業体で、他の方法によっては満たすことができないニーズを満たす手段である。そしてそれは、あらかじめ設定された目的を実現するための手段ではないということを忘れてはならない。

<参考文献>

- Altshul, G (2001) : Cooperative Legislation in the CIS Countries, COOP Working Paper 01-2, ILO.

http://www.ilo.org/empent/Publications/WCMS_100989/lang-en/index.htm.14年10月1日アクセス

- Dante Cracogna, Antonio Fici & Hagen Henry, eds. (2013), *International Handbook of Cooperative Law*. Springer, Heidelberg
- Fici A. (2012), Cooperative identity and the law, Euricse Working Paper, N.023/12. http://www.euricse.eu/sites/euricse.eu/files/db_uploads/documents/1329215368_n1962.pdf.14年10月1日アクセス
- 54th session of the General Assembly (1998) : *Status and role of cooperatives in the light of new economic and social trends*, UN A/54/57.
- Henry, H (2012), *Guidelines for Cooperative Legislation (3rd ed. revised)*, ILO.
- ILO Recommendation: R193 - Promotion of Cooperatives Recommendation, 2002 (No. 193).
- International Labour Conference (89th Session 2001), Report V (1) : *Promotion of cooperatives*, ILO, First published 2000.
- Study on the Implementation of the Regulation 1435/2003 on the Statute for European Cooperative Society (SCE), *Executive summary and part I*, October 2010. http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/files/sce_final_study_part_i.pdf.14年10月1日アクセス
- Study on the Implementation of the Regulation 1435/2003 on the Statute for European Cooperative Society (SCE), *part II: National Reports*, October 2010. http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/files/sce_final_study_part_ii_national_reports.pdf.14年10月1日アクセス
- UN Guidelines: UN Guidelines aimed at creating a supportive environment for the development of cooperatives, 2001.
- Volko, L (1981) : *Cooperative Laws in the U.S.A*, Washington State University, College of Agriculture, Research Center.
- Zvi Lerman & David Sedik. (2014), *Cooperatives in the CIS and Georgia: overview of Legislation, Policy Studies on Rural Transition No. 2014-2* by FAO Regional Office for Europe and Central Asia. http://www.fao.org/fileadmin/user_upload/Europe/documents/Publications/Policy_Studies/CoopsCISandGeorgia2_en.pdf.14年10月1日アクセス

(あけだ つくる)